

◆異動届出書の書き方

◎提出期限…異動があった月の翌月10日までです。
◎該当者1人につき1部提出してください。

給与等の支払者の氏名又は名称・住所又は所在地等を記載の上、押印してください。

この届出書の内容について応答できる方の氏名・係・電話番号を記載してください。

特別徴収税額等通知書の指定番号と個人番号を記載してください。

異動の年月日を記載してください。

1月1日から退職時までの給与・賞与等の支給額の合計と、控除した社会保険の額を記載してください。

該当する異動の事由を○で囲んでください。
(注)「6 その他」のc.上記以外の場合には、()に具体的な事由を記入してください。

給与所得者の氏名(フリガナ)、生年月日、個人番号及び住所を記載してください。(姓が変わった場合は、新姓も記載してください。)

退職後の住所が1月1日現在の住所と異なる場合、新しい住所を記載してください。

転勤等により、新しい給与支払者が特別徴収を継続するとき、その事業所の名称・所在地・電話番号を記載してください。(注)新しい給与支払者に、月割額を何月分から徴収するのか連絡済であれば必ず右欄に記載してください。

一括徴収する場合は、一括徴収する理由について該当番号を○で囲み、給与所得者本人の印を押印してください。

一括徴収しない場合は、一括徴収しない理由について該当する番号を○で囲んでください。なお、未徴収税額分については普通徴収に切り替え、後日、白浜町役場より本人あてに納付書をお送りしますので、その旨を本人にお知らせください。

市町村民税 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

市町村長 給与支払者 所在地

年 月 日 提出

名称

個人番号又は法人番号

担当氏名 係 年度

電話

特別徴収指定番号 宛名番号

特別徴収指定番号 宛名番号

フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 住所 1月1日現在 住所異動後

新姓

(ア) 特別徴収税額(年税額) 円

(イ) 徴収済税額 月分から 月分まで 円

(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 月分から 月分まで 円

異動年月日 異動の事由

1 転勤・転居 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他

1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収

1月1日以降退職時までの給与支払額

控除社会保険料額

円

※事業主及び従業員双方の希望による普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

所在地 特別徴収指定番号 担当氏名 電話

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。 1の場合(徴収予定額(ウ)と同額) 円

1 異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。
2 異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。

本人印 左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)を納入します。

③普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。 なお異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日~12月31日かつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が1月1日~4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

旧特別徴収年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他

新年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他

点検

点検

注 事項 等

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。
2 提出期限は、**該当の従業員等の異動があった月の翌月10日まで**です。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
3 太線枠内を記入し、ご提出ください。
4 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1日曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。

A B C D E F

(ア) 特別徴収税額欄
特別徴収税額等通知書の『特別徴収税額』欄の税額を記載してください。

(イ) 徴収済税額欄
何月分から何月分まで徴収したか、またその合計額を記載してください。

(ウ) 未徴収税額欄
何月分から何月分まで未徴収か、またその合計額(ア)-(イ)を記載してください。

上記(ウ)の未徴収税額と同一の額を記載してください。

(例) 10月分まで特別徴収し、11月分から5月分までを10月分とともに一括徴収して納める場合は『10月分』と記載し、上記(イ)の徴収済税額は『10月分まで』上記(ウ)の未徴収税額は『11月分から』として記載してください。